産業用地の整備

○整備手法

被災した事業者や、河川堤防、高盛土道路等、各種公共工事により移転を余儀なくされている事業者の移転先として、産業用地を整備します。

○整備スケジュール

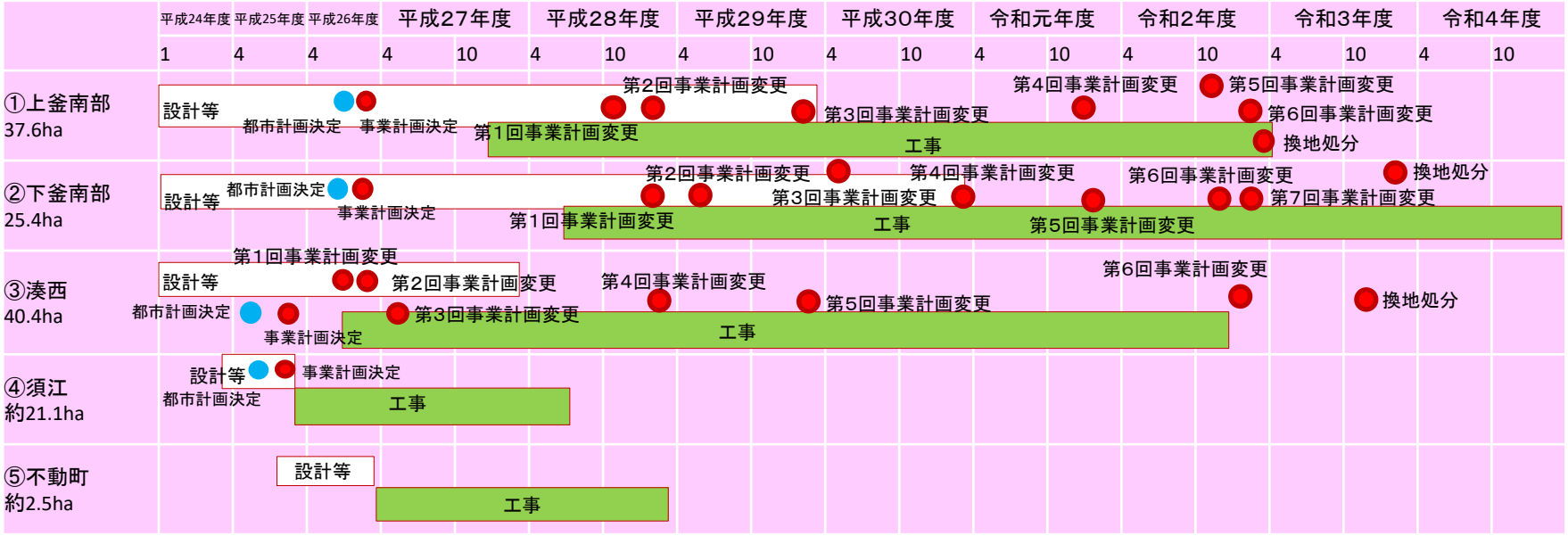

港湾施設の被害総額 **162億円**

石巻港の状況

○被災概要

・防波堤、岸壁、荷捌き地などの港湾施設48箇所が被災

○復旧状況

【企業】

・石巻港企業連絡協議会会員企業53社が事業再開

【主な岸壁・荷捌き地等】

・平成26年度に復旧完了

【防潮堤】

外洋：T.P.7.2m、内陸側：T.P.3.5mに嵩上げ

・既設嵩上及び新設分の整備
：令和2年度完了

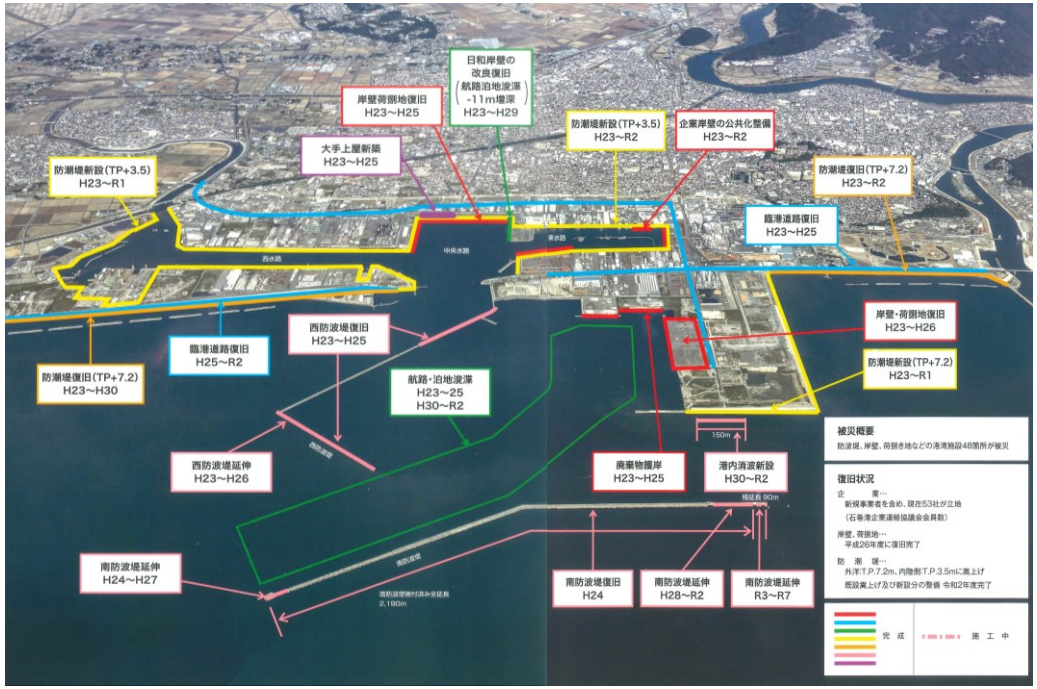

地方港湾4港（雄勝港、金華山港、表浜港、荻浜港）の状況

○被災概要

・地盤沈下による物揚場の冠水及び岸壁、護岸の激しい損傷

○復旧状況

【岸壁・荷捌き地等】

・平成26年度に全て復旧完了

【防潮堤】

・令和3年9月完了（表浜港）

・令和4年1月完了（雄勝港・荻浜港）

石巻港雲雀野埠頭　地盤沈下の復旧状況

漁港及び漁業の状況

○被害状況

- **被災漁港数**　44港（市内全漁港（県管理10港、市管理34港））、
- **被害額**　約1,673億円（県管理漁港：約981億円　市管理漁港：約692億円）
- **損失漁船数**　2,585隻（／被災前3,229隻＝80.1%）
- **その他**　損失防波堤破損流出多数、定置網や養殖施設はほぼ全壊

○復旧状況と再建スケジュール

・機能強化漁港（10港）及び地区漁港（24港）は令和2年度までに復旧完了

水産加工団地の状況

全国有数の水産加工団地が石巻漁港の背後地（魚町）に形成されてきましたが、震災により甚大な被害を受けました。水産物の一大国内供給基地として復活を目指します。

○復旧状況

（令和6年3月末現在）

	水産加工業及び冷蔵倉庫	その他関連事業	合　計
震災前の企業数	84社	123社	207社
再開した企業数	58社	62社	120社
割合（%）	69.0%	50.4%	58.0%

○再建スケジュール（ブロック単位で設計・工事を実施予定）

- 民地嵩上げ：平成25年度完了
- 道路嵩上げ：令和元年度完了
- 雨水・排水：平成29年度完了
- 汚水管：平成29年度完了
- 汚水処理場：平成30年度完了

水産物地方卸売市場の状況

○被害状況

・石巻売場

全施設(水揚棟、海水浄化施設、管理棟)が全壊

・牡鹿売場

全施設(市場、製氷冷蔵施設)が全壊

○再建状況

・石巻売場　事業費　207億円
平成27年9月1日より供用開始

・牡鹿売場　事業費　16億円
平成28年4月4日より供用開始

参考資料:水揚高の推移

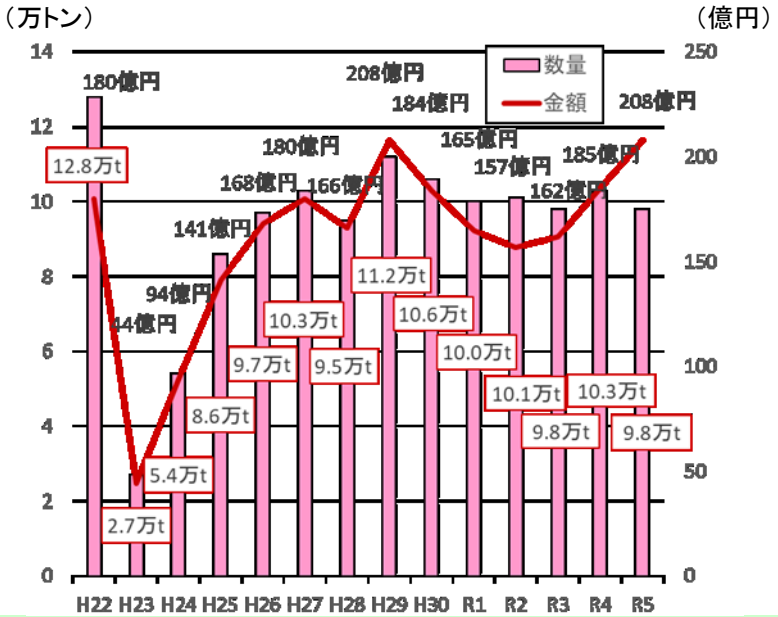

水産物の放射性物質簡易検査体制

○検査体制

・放射性物質の新基準値(水産物:100ベクレル/kg)に対応するため、検査機器を導入し、簡易検査を実施しています。
・新基準値を超過した検体(魚種)は、精密検査結果を踏まえて出荷を自粛し、新基準値を超過する水産物を市場に流通させないよう、万全の検査体制を敷いています。

検査場所	検査機器台数	検査時間	検査日	1日あたり検査能力
石巻売場	4台	4:00～12:00	市場開場日	50検体
牡鹿売場	1台	9:00～16:00	月～金曜日	7検体

農林業関係被害額（推計値）・・・**約 634億円**

水田の状況

○被害状況

津波冠水面積　　1,771ha（市内の水田面積（8,850ha）の約20%にあたる）

○復旧状況と今後のスケジュール

農地復旧事業費　　**約130億円**

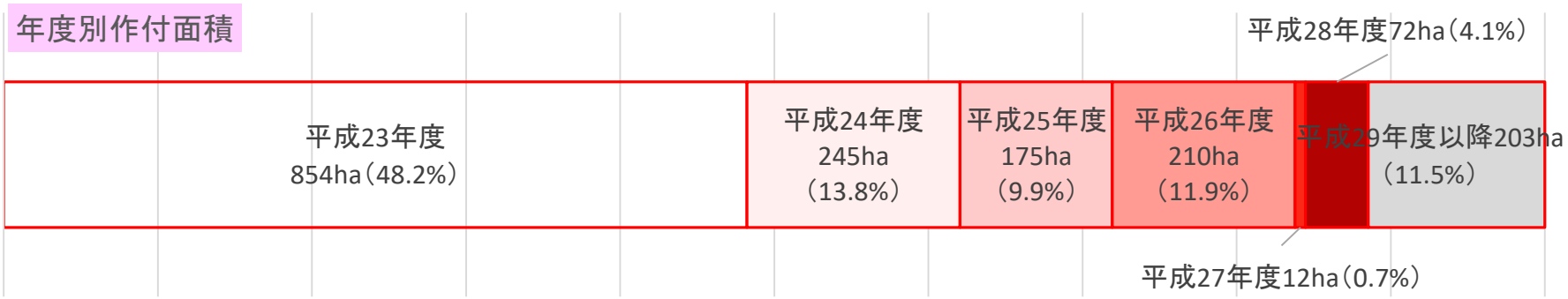

農業用施設の状況

○被害状況

被災した農業用施設　　**248施設**

○復興への取り組み状況

農業施設復旧事業費　　**約45億円**

用排水施設について

・県との連携により復旧事業を進めている。

・地盤沈下等の被害が甚大な箇所は、関係機関との調整を図りながら進めています。

共同乾燥調製貯蔵施設整備事業

○概要
　津波被害が甚大であった北上地区の農業者が共同で利用できる乾燥調製貯蔵施設の整備を行うことで、営農活動の再開を支援し、農地の利用集積の促進や農業経営の効率化を図ることを目的に整備され、平成25年度産米から供用が開始されています。

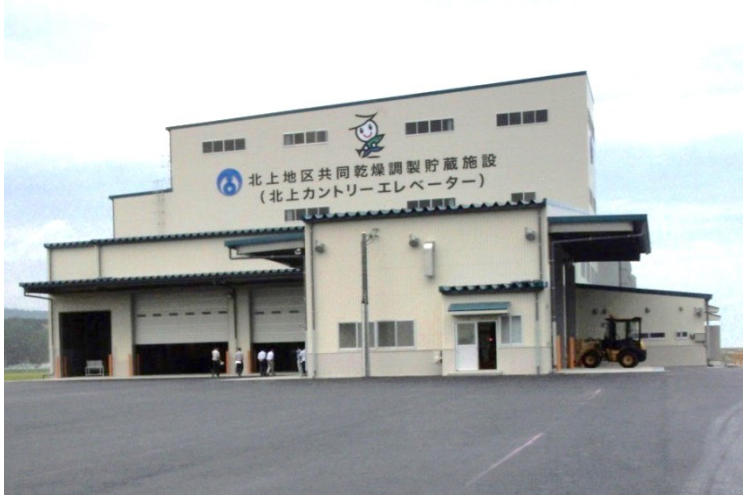

畜産の状況

○被害額
　牛、養豚、鶏等：計 251,642千円

○復興への取り組み状況
　震災により肉用牛経営は大きな影響を受けましたが、肉用牛生産を維持するとともに、石巻和牛のブランド化を図るため、平成24年度から優良肉用牛生産振興対策事業を行っています。

主な観光施設の復旧・復興状況

サン・ファン館＆
サン・ファンパーク
平成25年11月 再開

石ノ森萬画館
平成24年11月 再開

かわまち交流センター
平成30年9月 オープン

渡波長浜海水浴場
平成30年7月再開

マンガアイランド
平成24年7月 再開

網地白浜海水浴場
平成25年7月 再開

十八成浜ビーチパーク
令和3年4月オープン
十八成浜海水浴場
令和4年7月 再開

北上白浜ビーチパーク
平成31年4月オープン

北上観光物産交流センター
平成30年2月オープン

道の駅 硯上の里
おがつ
令和2年5月オープン

ホエールタウンおしか
令和2年7月オープン

おしか家族旅行村
オートキャンプ場
平成26年4月再開

金華山定期航路
平成25年5月 一部再開

被災後の主なイベント実施状況

地域	イベント名称	開催状況
市内	石巻川開き祭り	平成23年7月31日、8月1日開催 （規模を縮小）
河南	河南鹿嶋ばやし祭典山車まつり	平成24年4月、2年ぶりに開催
河北	サマーフェスタ・イン・かほく	平成24年8月、2年ぶりに開催
桃生	ものうふれあい祭はねこ踊りフェスティバルin桃生	平成24年9月、2年ぶりに開催
雄勝	おがつホタテまつり （現：おがつ海鮮まつり秋）	平成25年10月、3年ぶりに開催
北上	きたかみ復興市 （現：にっこり歳の市）	平成24年12月、新たに開催
牡鹿	牡鹿鯨まつり	平成25年10月、3年ぶりに開催 （規模を縮小）
市内	サン・ファン祭り	平成24年10月、2年ぶりに開催
市内	いしのまき大漁まつり	平成24年10月、2年ぶりに開催
市内	石巻かきまつり	平成25年11月、3年ぶりに開催

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

○概要

復興のリード役となり得る「地域経済の中核」を形成する中小企業等グループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助するもの

○認定グループ数 （令和6年3月末現在）

	計画認定グループ数	グループの構成企業数	補助決定企業数
合　計	126	4,918	1,583

石巻市中小企業復旧支援事業 （令和2年度で事業終了）

○概要

中小企業の事業の再開を支援するため、被災した施設及び設備の復旧に要する経費の一部を補助するもの

○補助実績

平成23年度	57件	35,069,205円	平成24年度	233件	159,697,067円
平成25年度	82件	56,783,366円	平成26年度	228件	205,756,448円
平成27年度	68件	53,151,990円	平成28年度	20件	18,399,218円
平成29年度	13件	10,688,846円	平成30年度	9件	7,409,091円
令和元年度	6件	5,692,835円	令和2年度	4件	3,183,812円

企業立地等の促進

○石巻市企業立地等促進条例の改正（令和3年10月1日施行）

	二線堤海側 災害危険区域内（半島沿岸部含む）	二線堤海側 災害危険区域 以外の地域	制　度　概　要
①企業立地助成金	○（対象）	○（対象）	「新設」、「増設」、「移設」した場合、投下固定資産に課せられた固定資産税額と同額を5年間交付（限度額なし）
②上水道料金助成金	○（対象）	対象外	「新設」のみ対象。上水道料金または淡水化、地下水利用の維持・運用費が対象経費で、上水道料金の50%相当額を5年間交付（限度額：1,000万円／年）
③雇用奨励助成金	○（対象） 一人当たり40万円	○（対象） 一人当たり20万円	「新設」、「増設」、「移設」し、1年間継続雇用した場合 「新設」の場合：新規雇用者1人当たり100万円（限度額なし） 「増設」、「移設」の場合：新規雇用者1人当たり20万円（限度額なし）
④環境対策助成金	○（対象）	○（対象）	「新設」した場合、環境対策設備（太陽光発電等の再生可能エネルギー設備、公害防止及びそれに附属する設備、空気調和設備の設置、緑化に要する経費）に要した費用の50%相当額（限度1,000万円）　※1回に限り交付
⑤事業継続対策助成金	○（対象）	対象外	「新設」、「増設」、「移設」した場合、事業継続対策に係る設備等に要した費用の50%相当額（限度1,000万円）　※1回に限り交付
⑥用地取得費助成金	○（対象）	対象外	「新設」、「増設」、「移設」した場合、限度額：1億円で、用地取得費の一部を助成 新設：「用地取得費/㎡ － 12,000円/㎡）」×用地取得面積×新設：50%） 増設・移設：「用地取得費/㎡ － 12,000円/㎡）」×用地取得面積×増設・移設：25%
⑦情報関連・バックオフィス等企業立地促進助成金	○（対象）	○（対象）	①企業立地への助成金（「新設」、「増設」、「移設」に要した投下固定資産部分が対象）　投下固定資産額×10%相当額（限度1,000万円）　※1回に限り交付
	○（対象）	○（対象）	②事業所の賃貸借への助成金（「新設」、「増設」、「移設」した場合） 年額賃料×10%相当額を5年間交付（限度額：100万円／年）
	○（対象） 一人当たり40万円	○（対象） 一人当たり20万円	③「新設」、「増設」、「移設」し、1年間継続雇用した場合 「新設」の場合：新規雇用者1人当たり100万円（限度額なし） 「増設」、「移設」の場合：新規雇用者1人当たり20万円（限度額なし）

※二線堤海側 災害危険区域内は、産業ゾーン（上釜南部・下釜南部・湊西地区）を含む。
※下線：令和3年10月1日から施行。令和3年9月30日以前の指定企業者は経過措置として従前の例による。
※①～⑥と⑦は指定企業者要件が分かれており、助成金の併給はできない。

復興推進計画の概要

○概要

東日本大震災復興特別区域法（復興特区法）に基づき創設された復興推進計画として、税制の特例等により産業の復興・活性化を図るもの。

○優遇制度等（特例措置）

国税の特例　（※「a,b,c」の 3つのうちから1つを選択、「d」は「a,b,c」のいずれかと併用可能）

a　新規立地企業の法人税5年間実質無税・・・認定日以降に新たに設立された法人が対象（新規の指定は終了）

b　事業用設備等の特別償却または税額控除・・・指定日以降に取得等した事業用設備等が対象

c　法人税等の特別控除・・・被災雇用者等に対する給与支給額の一部を控除可能

d　開発・研究用設備等の特別償却及び税額控除・・・指定日以降に取得等した開発研究用設備等について、特別償却及び税額控除が可能

地方税の特例

事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除

○条件

市又は県による指定事業者としての指定及び事業実施状況の認定のほか、復興産業集積区域内で新規立地・増設・設備の導入等を行うなど、一定の要件を満たす必要がある。

復興推進計画の内容

○税制特例を目的とした復興推進計画（令和６年２月末日現在）

名　称	対象業種	対象区域	策定者	市内事業者指定件数
石巻まちなか再生特区 （H24.3.23認定、H26.2.28変更認定）	医歯薬・福祉・介護業/商業/ICT関連産業/観光関連産業/新エネルギー・再生可能エネルギー関連産業	中央1～3/中瀬/立町1～2/千石町/鋳銭場/穀町/日和が丘1(一部)/住吉町1(一部)	【単独】石巻市	60件
愛ランド特区 （H24.7.27認定、H24.9.28変更認定）	商業関連業種/ツーリズム関連業種/歴史・伝統を生かした観光資源の再生と関連業種/地域固有の天然資源を生かした硯・石工品関連産業/自然景観を生かした観光関連業種/循環型社会形成に資する関連業種	渡波・荻浜・田代地区(いずれも一部)/牡鹿地区(一部)/雄勝地区(一部)/北上地区(一部)	【単独】石巻市	14件
民間投資促進特区（ものづくり産業版） （H24.2.9認定、H24.12.14変更認定、H26.2.28変更認定、H27.4.27変更認定、H28.12.20変更認定、H30.12.19変更認定）	自動車関連産業/高度電子機械産業/食品関連産業/木材関連産業/医療・健康関連産業/クリーンエネルギー関連産業/航空宇宙関連産業/船舶関連産業	・46区域（石巻市） ・392区域（県内）	【共同】宮城県 県内34市町村	194件
民間投資促進特区（IT産業版） （H24.6.12認定、H27.9.2変更認定）	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業/インターネット付随サービス業/コールセンター/BPOオフィス/データセンター/設計開発関連業/デジタルコンテンツ関連業	・8区域（石巻市） ・78区域（県内）	【共同】宮城県 県内17市町村	5件
民間投資促進特区（農業版） （H24.9.28認定、H27.8.7変更認定）	農業/農業関連業種（食料品製造業、飲料・飼料製造業、飲食料品小売業、宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業　等）	・20区域（石巻市） ・63区域（県内）	【共同】宮城県 県内11市町村	11件

○税制特例以外の復興推進計画

名　称	内　容	策定者
北上食料供給体制強化特区 （H24.3.23認定）	東日本大震災復興特別区域法に規定された農地法等の特例を活用し、農業の効率化を目的に、乾燥貯蔵施設の計画を円滑に推進するもの。	【単独】石巻市
宮城県保健・医療・福祉復興推進計画 （H24.4.10認定）	規制の特例を活用し、保健医療福祉分野の復興を推進 １　医療機関に対する医師配置基準の緩和（区域等の設定：県内全市町村） ２　仮設薬局等の構造設備基準の特例（区域等の設定：県内17市町村） ３　医療機器製造販売業等許可基準の緩和（区域等の設定：県内全市町村） ４　介護施設に対する医師配置基準の緩和（区域等の設定：県内15市町）	宮城県主体

有効求人倍率の変化

石巻公共職業安定所管内の求人倍率の推移

年　月	H23.2	H23.4	H23.9	H24.3	H25.3	H28.12	**R6.2**
新規求人倍率(倍)	0.72	0.25	1.74	1.69	2.06	3.38	**2.12**
有効求人倍率(倍)	0.43	0.28	0.59	0.78	1.67	2.24	**1.54**
全国平均 有効求人倍率(倍)	0.62	0.61	0.67	0.76	0.86	1.43	**1.26**
(備考)	(震災前)	(最低時)	(半年)	(1年)	(2年)	(最高時)	**(最新)**

○状況

震災直後から改善傾向を示し、1年経過頃から全国を上回るほどに急上昇し、一時全国平均を下回ったものの、現在は上回っている。

建設・土木関係、医療・介護関係及び水産加工関係は、求人倍率が高い一方、事務職、運搬・清掃等は求人倍率が低く、業種によるミスマッチが依然として続いている。

市街地再開発事業等

○概要

・市街地再開発事業や優良建築物等整備事業により敷地を共同化し、高度利用することで良質な都市環境を作り出すもの。
・東日本大震災復興交付金を活用し、再開発事業3地区完了、優良建築物等整備事業3地区完了。

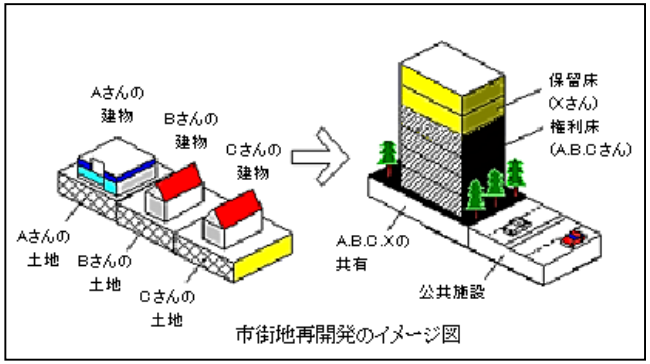

市街地再開発のイメージ図

事業位置図【再開発事業等】

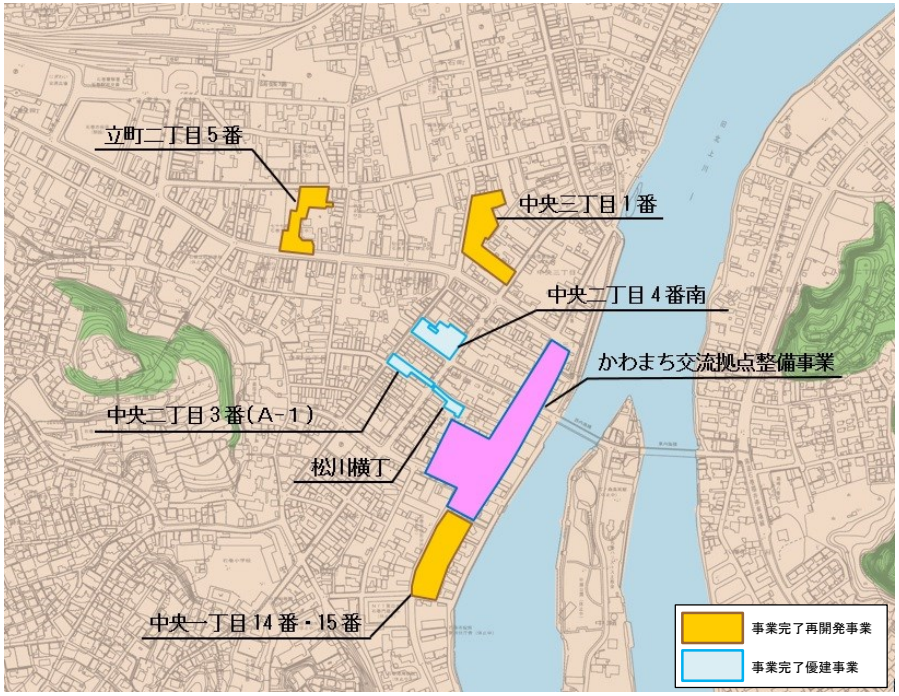

かわまち交流拠点整備事業

○概要

・土地区画整理事業により道路、交通広場等を整備し周辺環境整備を図るとともに、石巻市の観光と賑わい交流の拠点として、民間の創意工夫を活かしながら、「かわ」と「まち」が一体的に機能する市街地整備を行うもの。
・整備施設等については、右表のとおり。

整　備　施　設　等
いしのまき元気いちば
かわまち立体駐車場・バス駐車場
かわまち交通広場
かわまち交流センター(かわべい)
堤防一体空間
基盤整備(広場・道路等)

子どもセンター 「らいつ」

○概要

・震災後、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの呼びかけにより「石巻市子どもまちづくりクラブ」が発足し、活動に参加していた子どもたちが中心となって、石巻市子どもセンターを企画・デザインし、2013年12月にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンから石巻市へ寄贈されました。

“らいつ”には、「rights（権利）」、「lights（ひかり）」の2つの意味が込められ、子どもの権利を柱に、子どもの声を聴き、子ども参加で運営されています。

○コンセプト

「石巻の活性化のために中高生が中心となってつくり、運営していく施設」
「みんなが過ごしやすく、子どもの想いを世間の人たちに伝えられる場所」

○主な事業

（1）子ども参加事業 「らいつ会議」・・・らいつが過ごしやすくなるように様々な意見を出し合う会議
「まきトーーーク」・・・まちづくりをテーマにアイデアを提案し、後日、直接市長に提言
（2）地域や企業との連携事業 商店街と連携した企画の実施や、ボランティアの受け入れ
（3）子育て支援事業 子育て中の親子を対象とした講座や運動あそびを通じて親子が安心できる場を提供し、子どもの育つ力を引き出す。

○石巻市子どもセンター条例前文（抜粋）

「まちの未来について考えることが地域の活性化につながり、さらに多くの人に私たちのまちのことを知ってもらうことができます。だから、私たち子どもが中心となって活動する子どものための施設をつくっていきたいです。」

石巻市は、この子どもたちの想いを形にするための施設となる石巻市子どもセンターを設置することにより、生まれながらに持っている子どもの権利が尊重され、子ども一人ひとりが幸せで健やかに成長できる社会につながることを期待し、ここに「石巻市子どもセンター条例」を制定します。

整備の考え方

- ○**石巻南浜津波復興祈念公園**・・・復興祈念公園として国・県・市が連携し整備を行い、令和3年3月28日に開園。
- ○**中瀬公園**・・・水辺と石ノ森萬画館を活かした公園整備を行う。
- ○**水辺の緑のプロムナード計画**・・・まちの中心部を囲むルートと拠点を配置、河川堤防を活かした整備等で、まちづくりを行う計画。

整備スケジュール

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	備考
①石巻南浜津波復興祈念公園	基本方針・基本計画・事業検討				● 都市計画決定					R2年度完成
				基本・実施設計						
						工事				
②中瀬公園	基本方針・基本計画・事業検討						● 都市計画決定			R9年度完成予定
			基本設計（H26～H28）			実施設計（H29～R1）				
							工事			
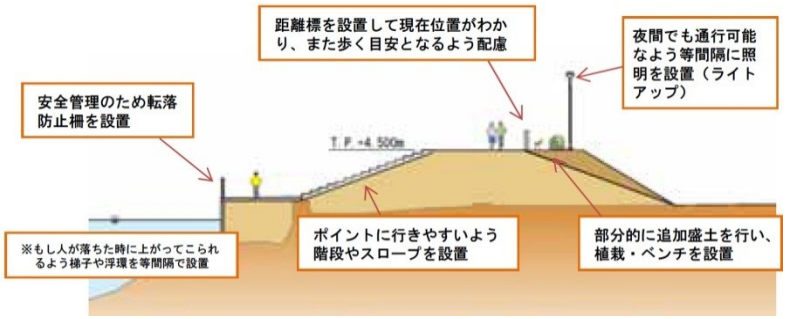
水辺の緑のプロムナード計画　イメージ